

社会福祉法人 麦の穂 役員等報酬規程

（目的）

第一条 この規程は、社会福祉法人 麦の穂（以下「当法人」という）定款第八条および第二十一条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

（報酬等の支給）

第二条 役員等には、業務に応じた報酬として別表に定める額を支給する。ただし、当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は支給しない。

（役員等の費用弁償）

第三条 費用弁償として交通費を支払う。

- 2 交通費はあらかじめ届け出を受けた住所、職場等からの順路に従い、原則として最短距離、最少費によって支払う。ただし、天災その他特別な事情により、やむを得ないときは実際の経路により支給する。

（報酬等の支給方法）

第四条 役員等に対する報酬等の支給時期は、当該会議に出席した都度、支給する。

（報酬等の辞退）

第五条 役員等は、報酬及び費用弁償の全部又は一部につき辞退することができる。

（公表）

第六条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第七条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

（補則）

第八条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年6月16日より施行する
この規程は、平成30年6月20日より改正施行する

別表 1

理事

	報酬の額
理事会、評議員会、監事監査等への出席	日額 5,000円
上記の他、法人業務のための出勤	日額 5,000円

監事

	報酬の額
理事会、評議員会、監事監査等への出席	日額 5,000円
上記の他、法人業務のための出勤	日額 5,000円

評議員

	報酬の額
評議員会への出席	日額 5,000円
上記の他、法人業務のための出勤	日額 5,000円

※報酬の額は、全て源泉徴収分を除いた額とする。

同日に複数の会議等が開催された場合の支給要件は、いずれか一つとする。